

別紙2「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 よくある問合せ」

※2月1日付事務連絡の内容から、2月2日付厚生労働省 Q&A の内容を受けて、一部修正
修正箇所は、赤字としております。

Q	A
Q1. 令和4年3月以降に処遇改善加算を取得予定です。3月以降に加算を取得し、年度内に賃金改善を開始した場合、交付金の対象となりますか。	<p>A1. 交付金の対象外です。 令和4年2月サービス提供分について、処遇改善加算を取得していることが要件となります。 令和4年3月以降新規開設事業所についても、同様に対象外となります。</p> <p>【厚生労働省（令和4年2月2日）問20を受け、訂正】 既存の事業所が、3月以降に処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を新規算定した場合、申請は認められません。 ただし、令和3年3月以降に新規開設する事業所については、新規開設する時点から、処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定し、かつ本交付金の要件に合致する賃金改善を開始すれば、交付金の申請が認められます。 4月以降の新規開設事業所についても、同様の考え方となります。 4月以降の新規開設事業所が、本交付金の交付を受けようとする場合、賃上げ開始の報告の提出は不要です。 5月以降新規開設事業所で、本交付金の申請を希望される場合、申請前に、必ず東京都まで事前にご相談ください。（5月以降新規開設の事業所について一律に本交付金の交付をお認めするとは限りませんので、必ず事前にご相談ください。）</p>
Q2. 就業規則等の改定を令和4年3月中に行い、令和4年4月以降に、2月・3月分も含めた賃金改善を行う場合、交付金の対象となりますか。	<p>A2. 交付金の対象外です。 就業規則等の改定が問に合わない場合は、令和4年3月中に、令和4年2月分も含めた賃金改善を行ってください。</p> <p>【厚生労働省（令和4年2月2日）問2を受け、訂正】 上記厚生労働省 Q&A によると、 「賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、『〇月の労働に対する賃金を引き上げる』又は『〇月に支払われる賃金を引き上げる』のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。」との考えが示されています。 「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」との考え方を採用し、2月及び3月の労働に対する賃金改善分を、まとめて一時金で4月に支払う場合も、事業所判断で認められます。 あくまで2月及び3月分からの賃金改善となるため、東京都への賃金改善開始の報告は、3月末までに必要となります。 （この点、当該報告については、本来賃金改善を行っていることを担保するためのものですが、取扱いは上記のとおりとします。）</p>

※QA3及びQA4については、修正ございませんので、割愛いたします。2月1日付事務連絡を御確認ください。